

❖ 調査の目的

この調査は、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の見直し（平成25年度）や、市の今後の男女共同参画施策の推進に向けた基礎的な資料とすることを目的として実施しました。

❖ 調査の方法

- （1）調査地域：さいたま市全域
- （2）調査対象：市内在住の満20歳以上の男女5,000人
- （3）抽出方法：住民基本台帳・外国人登録原票より無作為抽出
- （4）調査方法：郵送配布、郵送回収（礼状兼督促状1回送付）
- （5）調査期間：平成23年8月3日～8月26日

❖ 回収結果

	配布数(票) (A)	有効回収数(票) (B)	有効回収率(%) (B/A)
男性	2,529	811	32.1
女性	2,471	1,064	43.1
性別不詳	—	287	—
合計	5,000	2,162	43.2

❖ 調査結果の見方

- ・調査結果の数値は、原則として回答率(%)で表記しています。
- ・回答率(%)は、その設問の回答者数を基数として算出しています。そのため、複数回答の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超えることがあります。
- ・回答率(%)は、小数第二位を四捨五入により端数処理しています。そのため、属性ごとの回答比率の合計が、合計欄の数値と一致しないことがあります。
- ・図の中で、アンケート調査票の選択肢の文章が長い場合、要約して短く表現している場合があります。
- ・各設問において、基本属性(性別)に「無回答」があるため、全体の数値と各項目の数値の合計が一致しないことがあります。

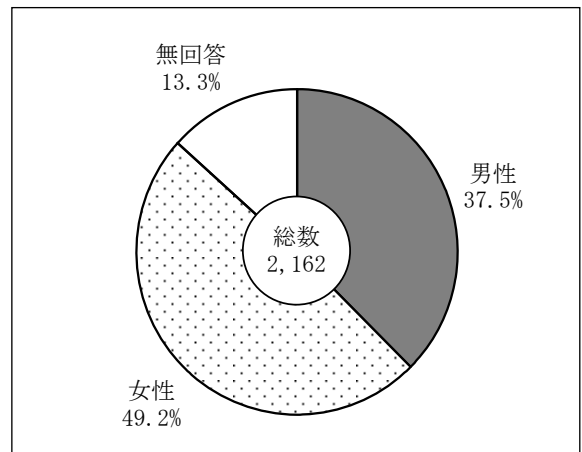
平成24年1月

さいたま市

❖ 回答者の属性

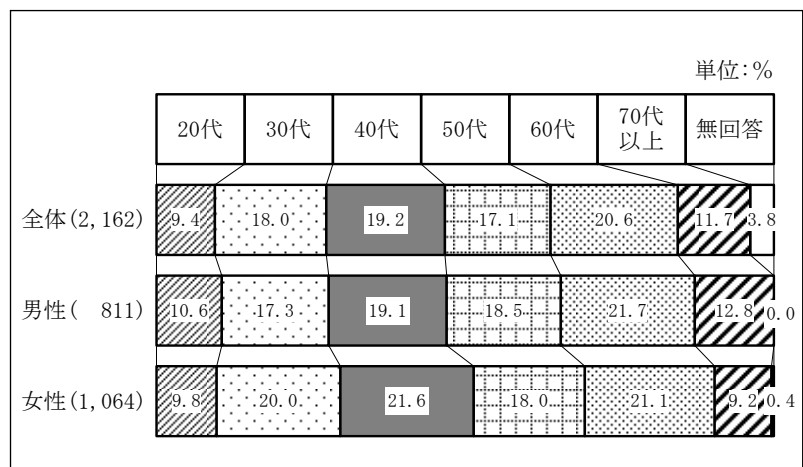
(1) 性別

有効回答 2,162 件のうち、男性が 811 人 (37.5%)、女性が 1,064 人 (49.2%) となっています。



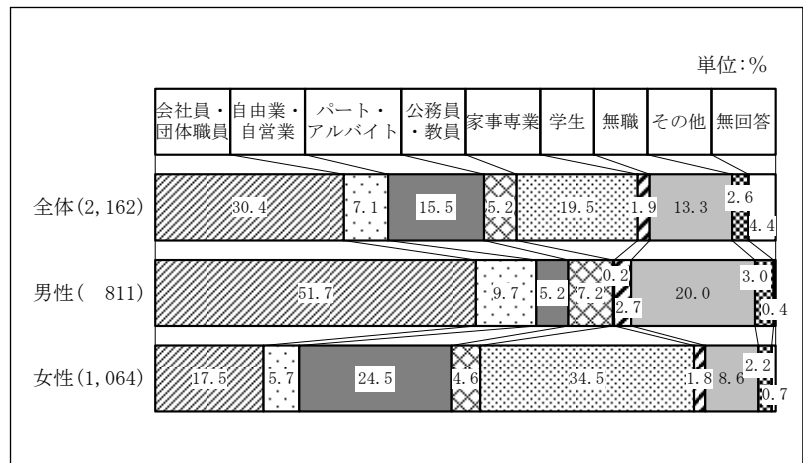
(2) 年齢

20代と70代以上がそれぞれ1割前後、30~60代がそれぞれ2割前後となっています。



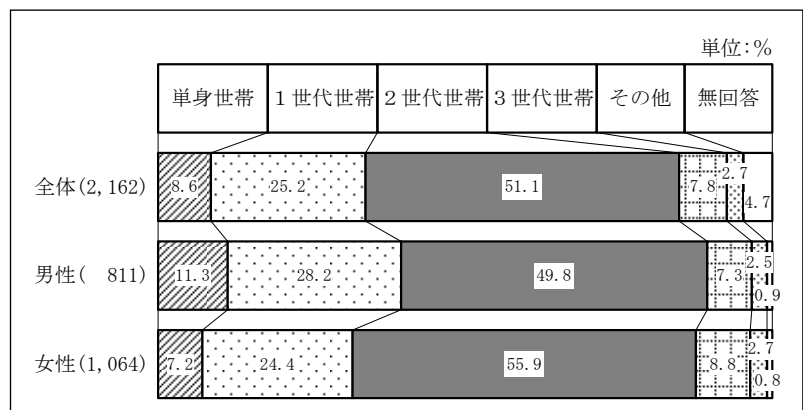
(3) 職業

「会社員・団体職員」が3割で最も多く、次いで「家事専業」、「パート・アルバイト」となっています。男性では「会社員・団体職員」が過半数を占めており、女性では「家事専業」が最も多くなっています。



(4) 同居している家族の構成

「2世代世帯 (親+子ども)」が過半数を占めており、次いで「1世代世帯 (夫婦のみ)」となっています。



❖ 調査結果

I 男女平等に関する意識について

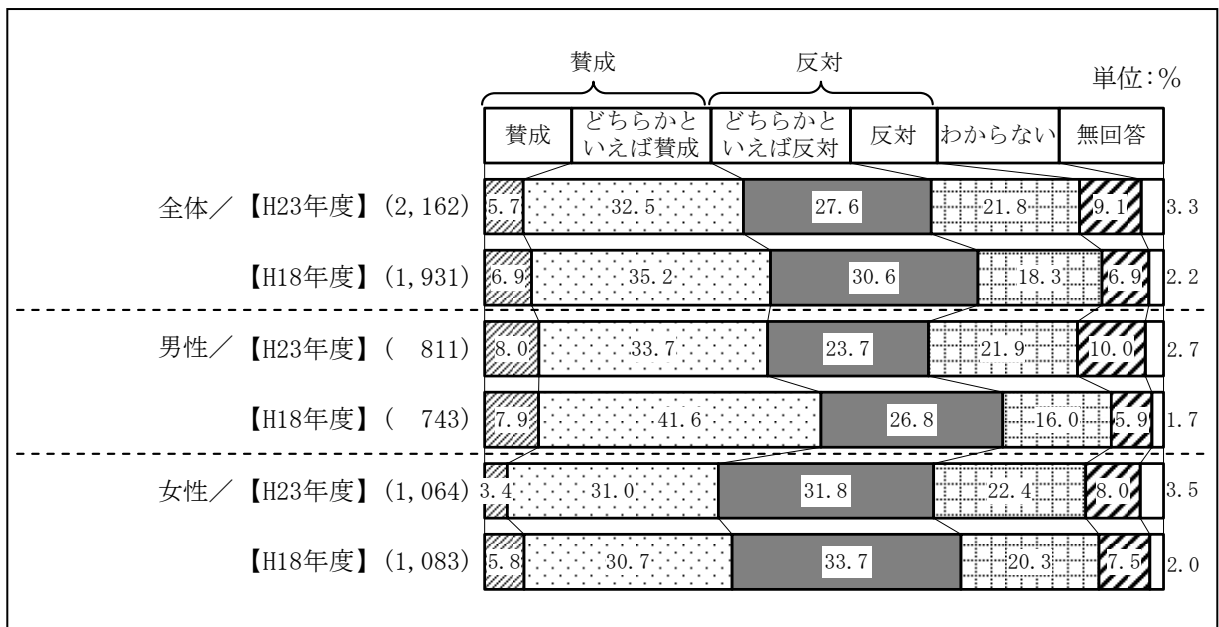
(1) 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識

性別役割分担に“反対”がほぼ半数

「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担の考え方について、“反対”が“賛成”を10ポイント以上上回っています。

男女別にみると、男性では“反対”と“賛成”がほぼ同じ割合であるのに対し、女性では“反対”が過半数を占めており、男女の意識に違いが見られます。

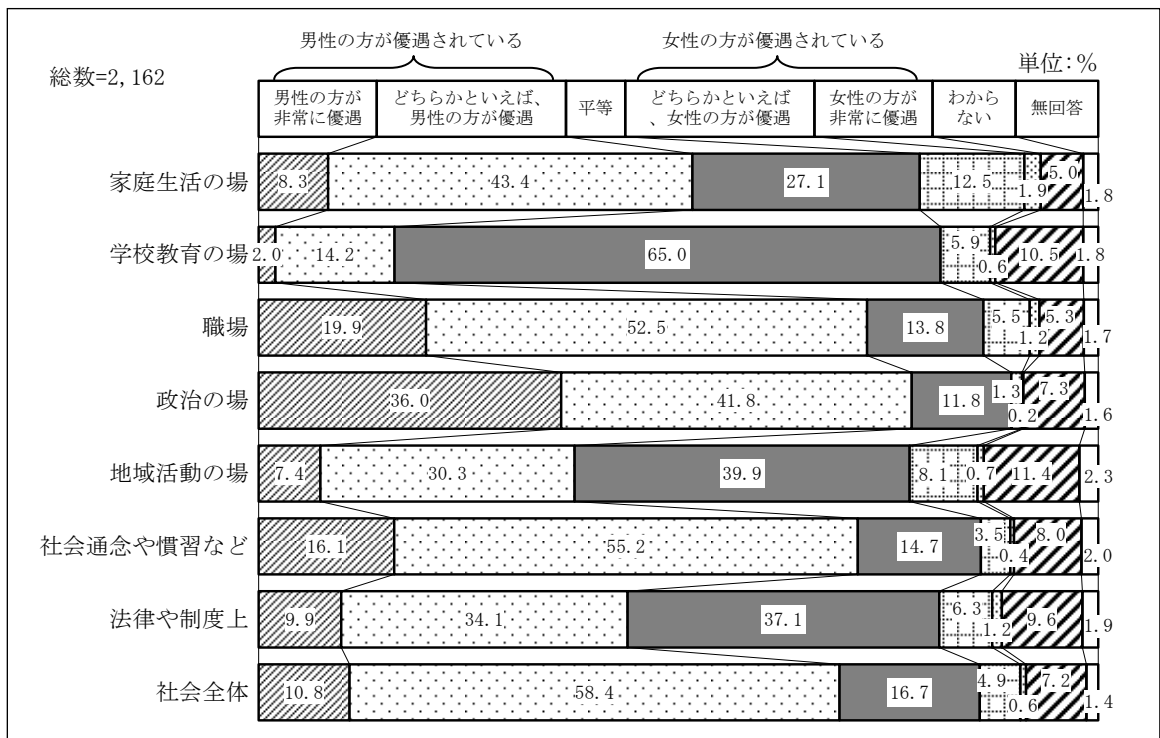
前回調査と比較すると、全体及び男性の“賛成”は減少傾向にあるものの、全体、男女ともに“反対”はほぼ変化がありません。



(2) 各分野における男女の地位の平等感

『学校教育の場』は“平等”、『政治の場』『職場』『社会通念や慣習』では“男性の方が優遇”

男女の地位が最も「平等」と考えられているのは、『学校教育の場』で6割以上となっています。一方、多くの項目で“男性の方が優遇されている”という認識が高く、『政治の場』『職場』『社会通念や慣習』では7割台と特に高い割合となっています。また、『社会全体』においても、“男性の方が優遇されている”の割合がほぼ7割で高くなっています。

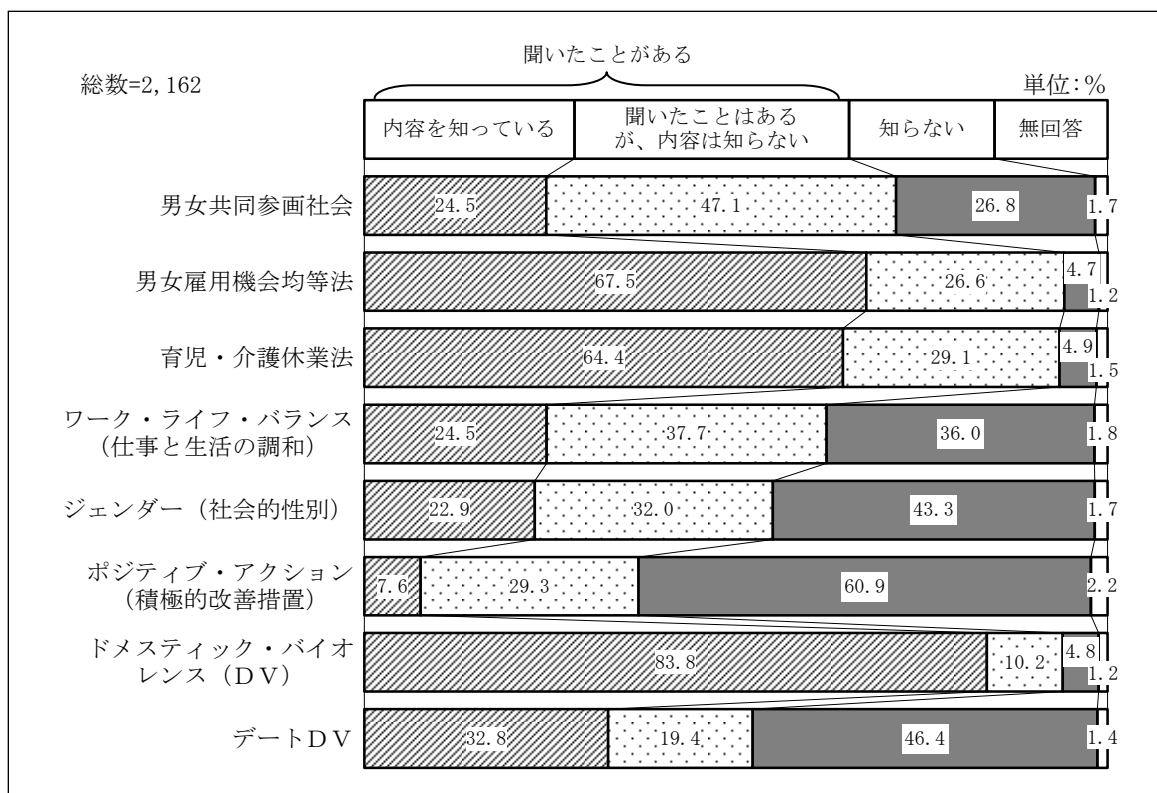


(3) 男女共同参画に関する言葉の認知度

男女共同参画に関する用語の内容の認知度にばらつきがある

男女共同参画に関する用語について、「内容を知っている」が最も多いのは、『ドメスティック・バイオレンス（DV）』で8割を占めています。また、『男女雇用機会均等法』『育児・介護休業法』の内容の認知度は6割を上回っています。

その一方で、『ポジティブ・アクション（積極的改善措置）』の内容の認知度は7.6%にとどまっており、「知らない」という回答が60.9%となっています。

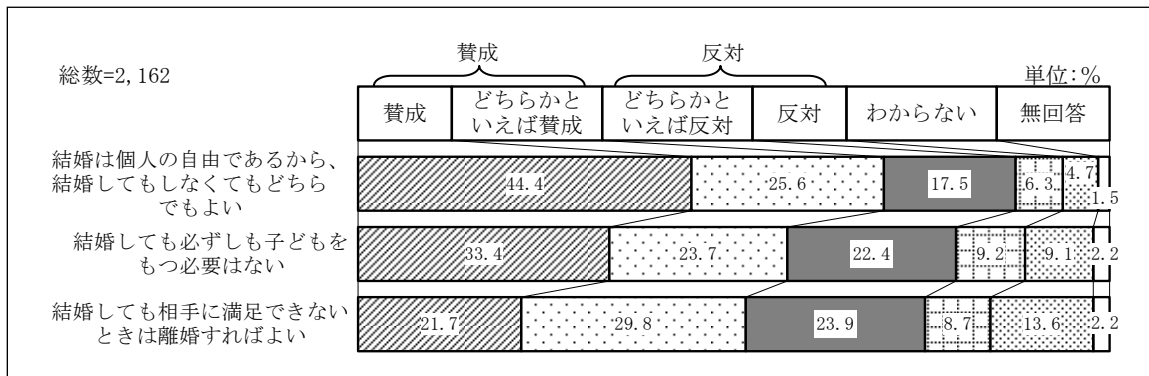


II 家庭生活について

(1) 結婚、離婚等についての考え方

全体の7割が「結婚してもしなくてもどちらでもよい」に賛成

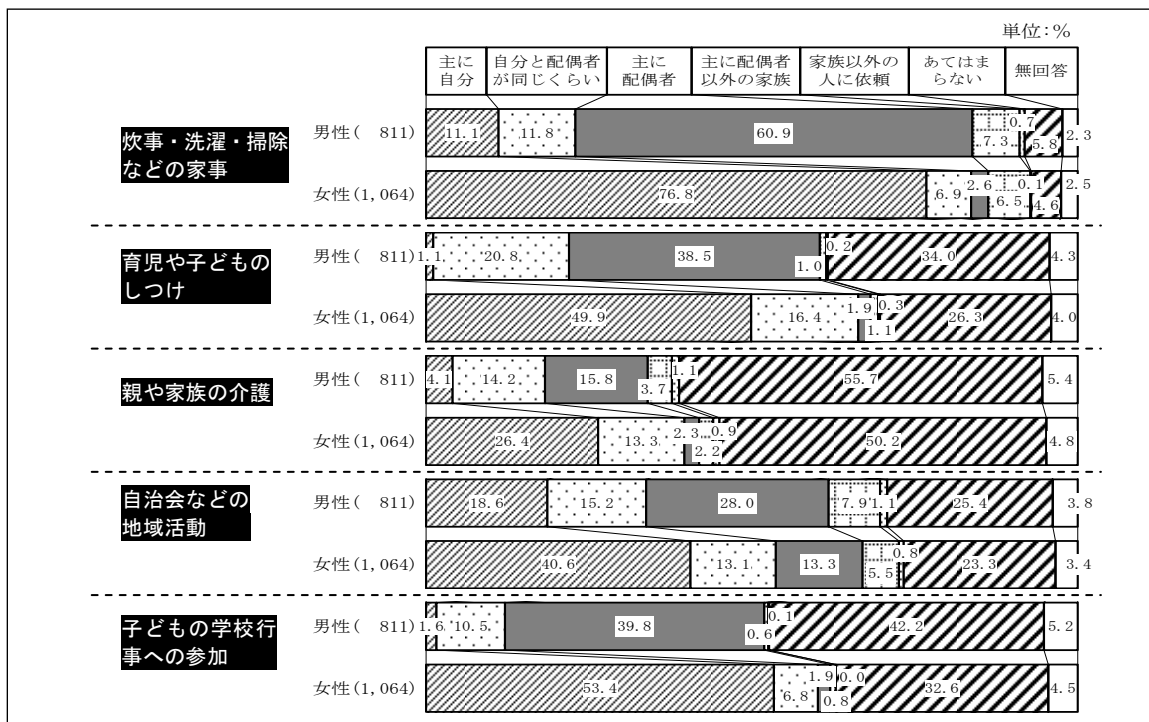
結婚や離婚等について、『結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい』が70.0%、『結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない』が57.1%、『結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい』が51.5%であり、いずれも、“賛成”が過半数を占めています。



(2) 家庭生活における役割分担

家庭での役割の多くを女性が担っている

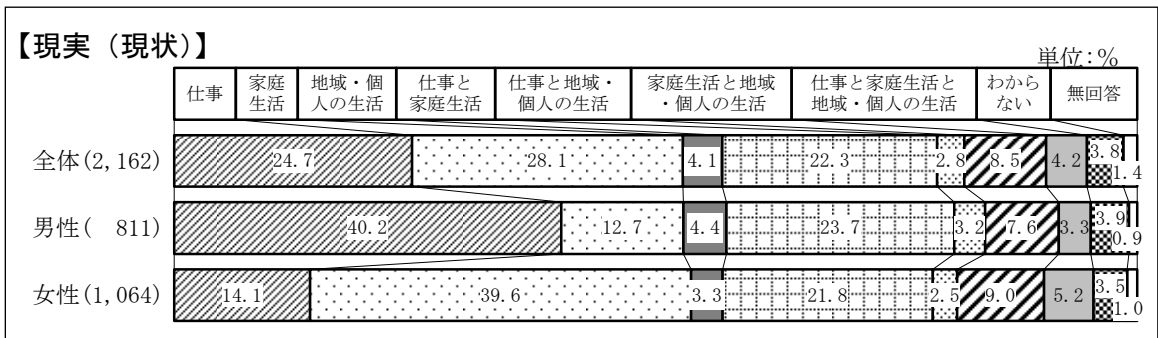
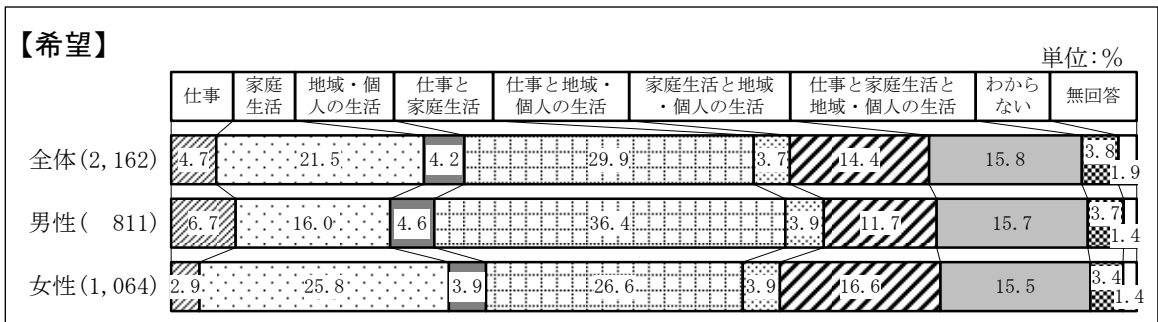
家庭での役割のうち、女性が行っているものとして最も高い割合であったのは『炊事・洗濯・掃除などの家事』で、回答者が男性の場合、60.9%が「主に配偶者」と回答し、回答者が女性の場合、76.8%が「主に自分」と回答しています。『育児や子どものしつけ』『子どもの学校行事への参加』についても、男女ともに女性が担っているという回答が多くなっており、男性の参加は少ない状況にあります。また、ほとんどの項目で「自分と配偶者が同じくらい」は1割前後となっています。



(3) ワーク・ライフ・バランスの希望と現実

「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」と希望するものの、現実には男性の4割が「仕事」を優先している

生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、回答者全体の『希望』としては「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい（29.9%）が最も多く、「家庭生活」を優先したい（21.5%）が続きます。一方、『現実（現状）』の上位としては、「家庭生活」を優先している（28.1%）、「仕事」を優先している（24.7%）、「仕事」と「家庭生活」をともに優先している（22.3%）が挙げられます。

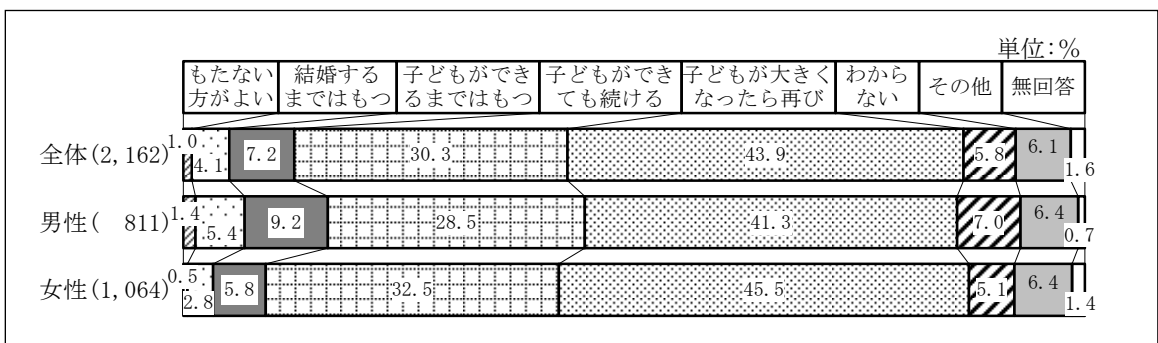


III 就業について

(1) 女性が職業をもつことについての考え

女性の働き方として、育児期に就業を中断する方がよいという意識が強い

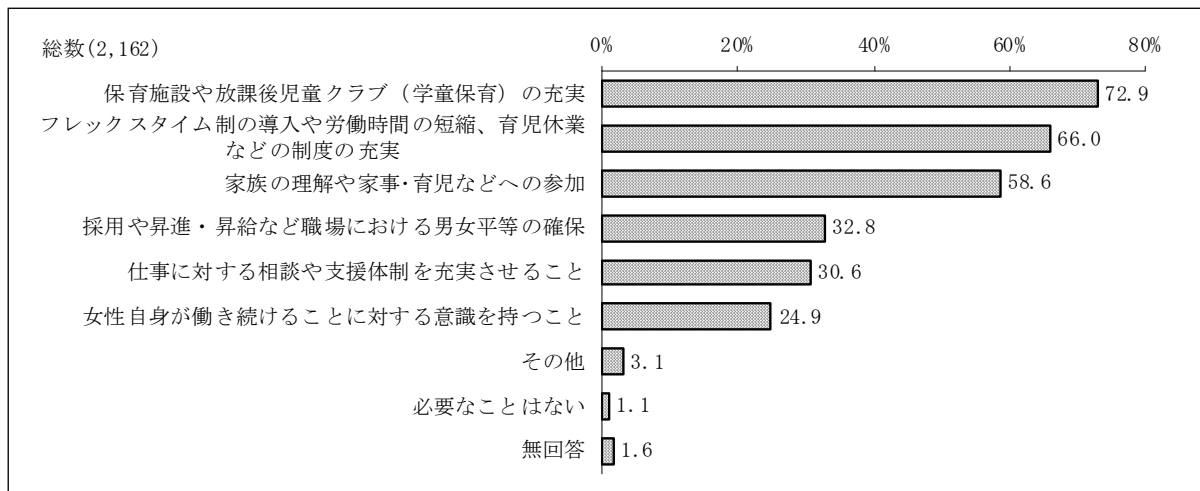
女性が職業をもつことについての考え方について、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が最も多く、次いで10ポイント以上下回り「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が続いています。



(2) 女性が結婚・出産後も働き続けるために必要なこと

女性が結婚・出産後も働き続けるためには「保育施設や放課後児童クラブ（学童保育）の充実」が必要

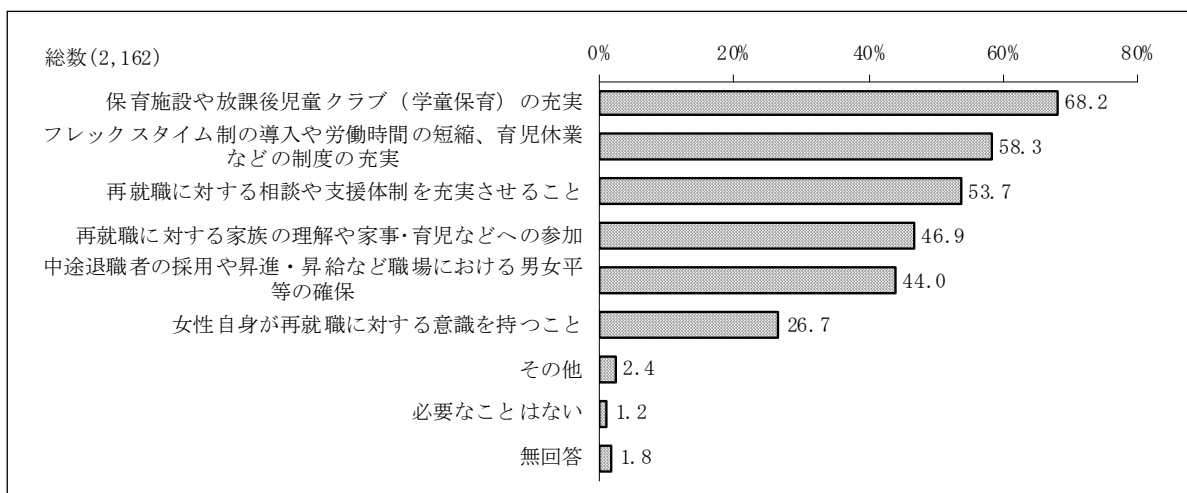
女性が結婚・出産後も働き続けるために必要なこととして、「保育施設や放課後児童クラブ（学童保育）の充実」が最も多く、次いで「フレックスタイム制の導入や労働時間の短縮、育児休業などの制度の充実」「家族の理解や家事・育児などへの参加」が挙げられます。



(3) 女性が再就職をするために必要なこと

女性が再就職をするためには「保育施設や放課後児童クラブ（学童保育）の充実」が必要

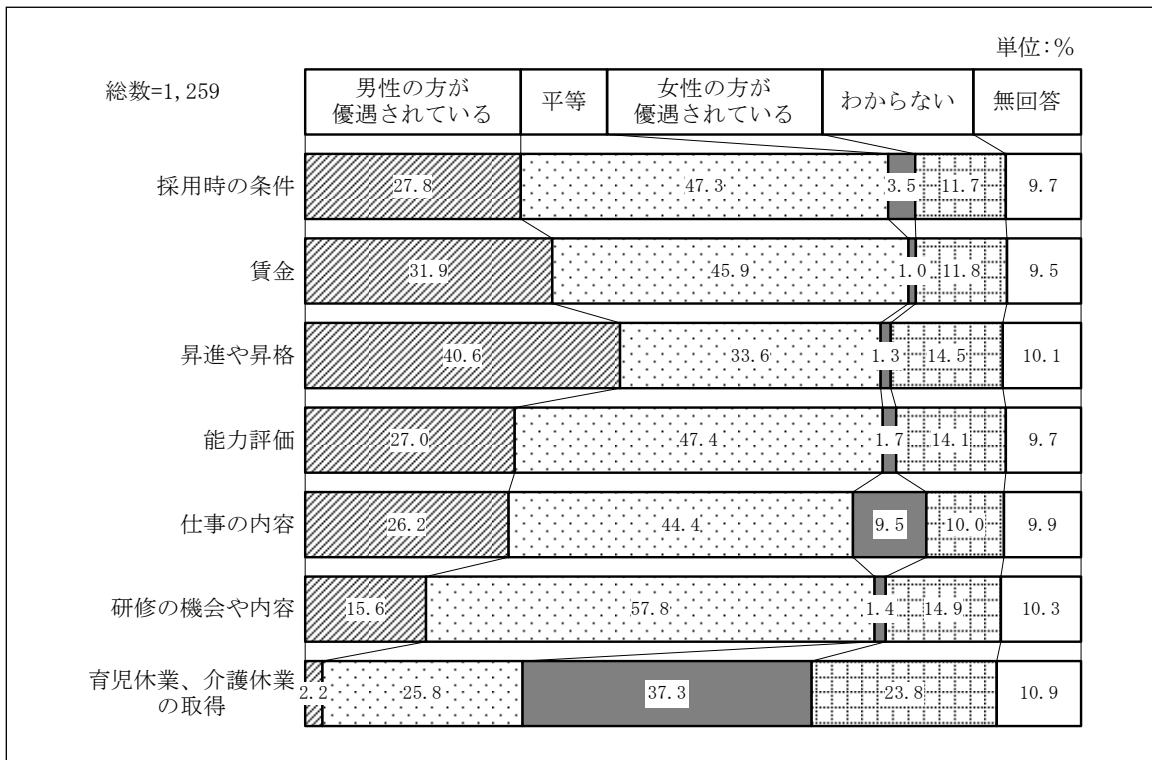
女性が再就職をするために必要なこととして、「保育施設や放課後児童クラブ（学童保育）の充実」が最も多く、次いで「フレックスタイム制の導入や労働時間の短縮、育児休業などの制度の充実」「再就職に対する相談や支援体制を充実させること」が挙げられます。



(4) 職場における男女の地位の平等感

職場における男女の待遇を「平等」と考える女性の割合は男性を下回る

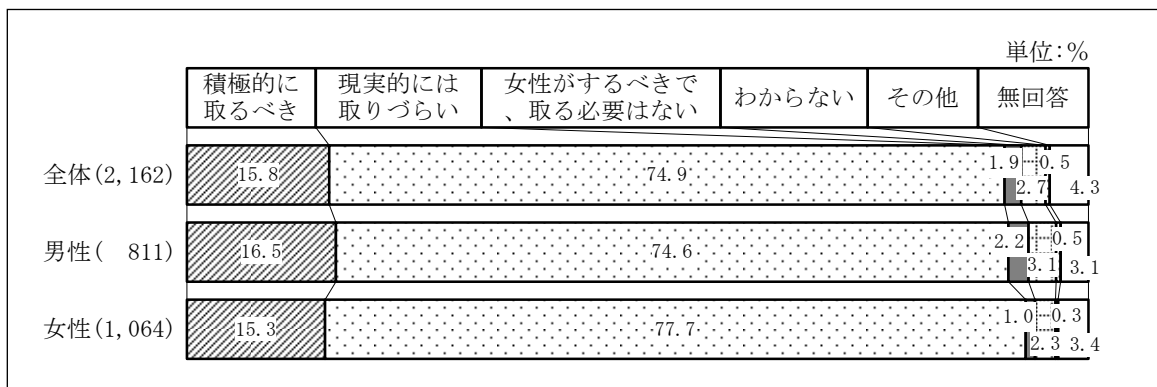
職場における男女の地位の平等感については、おおむね「平等」の割合が高い傾向にあります。一方、『昇進や昇格』については、「男性の方が優遇されている」が最も多くなっています。また、『育児休業、介護休業の取得』については、「女性の方が優遇されている」が最も多くなっています。



(5) 男性が育児・介護休業等を取得することについての考え方

男性が育児・介護休業等を取得することに男女とも肯定的だが、現実には取得が難しいと考えられている

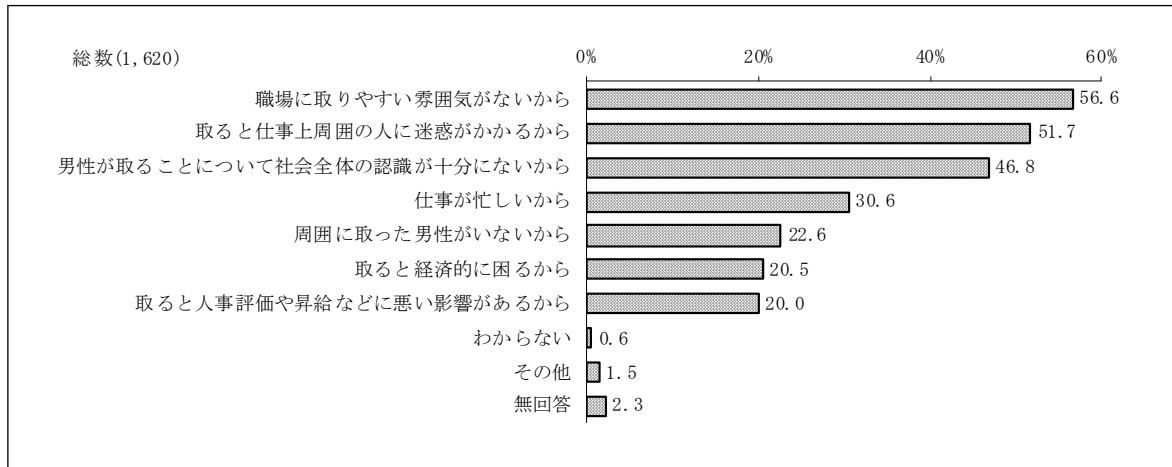
男性が育児・介護休業等を取得することへの考え方について、「男性も育児・介護休業・介護休暇・子の看護休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う」が最も多くなっています。



(6) 男性が育児・介護休業等を取得しづらい理由

職場や社会全体の理解不足から、男性の育児・介護休業等の取得が困難視されている

男性が育児・介護休業等を取得しづらい理由としては、「職場に取りやすい雰囲気がないから」が最も多く、次いで「取ると仕事上周囲の人に迷惑がかかるから」「男性が取ることに ついて社会全体の認識が十分でないから」が挙げられます。

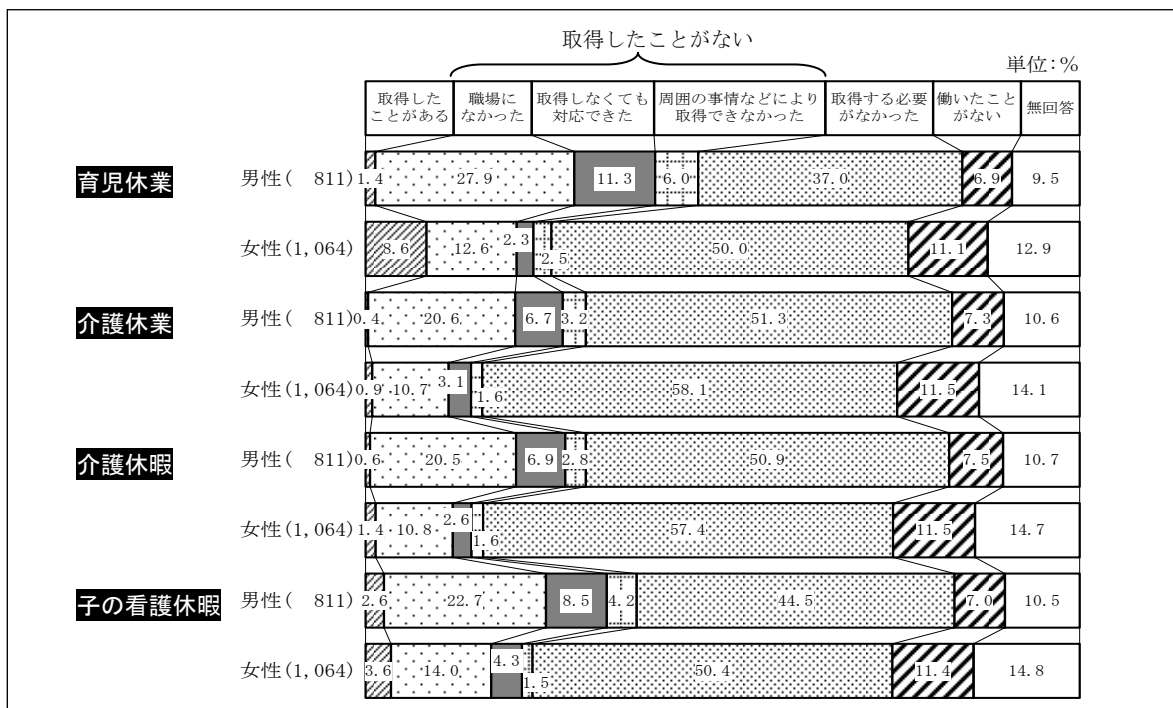


(7) 育児休業、介護休業等の取得の有無

育児休業・介護休業等の取得経験者はいずれも1割未満

『育児休業』『介護休業』『介護休暇』『子の看護休暇』の取得状況について、「取得したことがある」は女性の『育児休業』が8.6%であるものの、これ以外の休業・休暇は5%未満であり、特に男性の取得状況は極めて低くなっています。

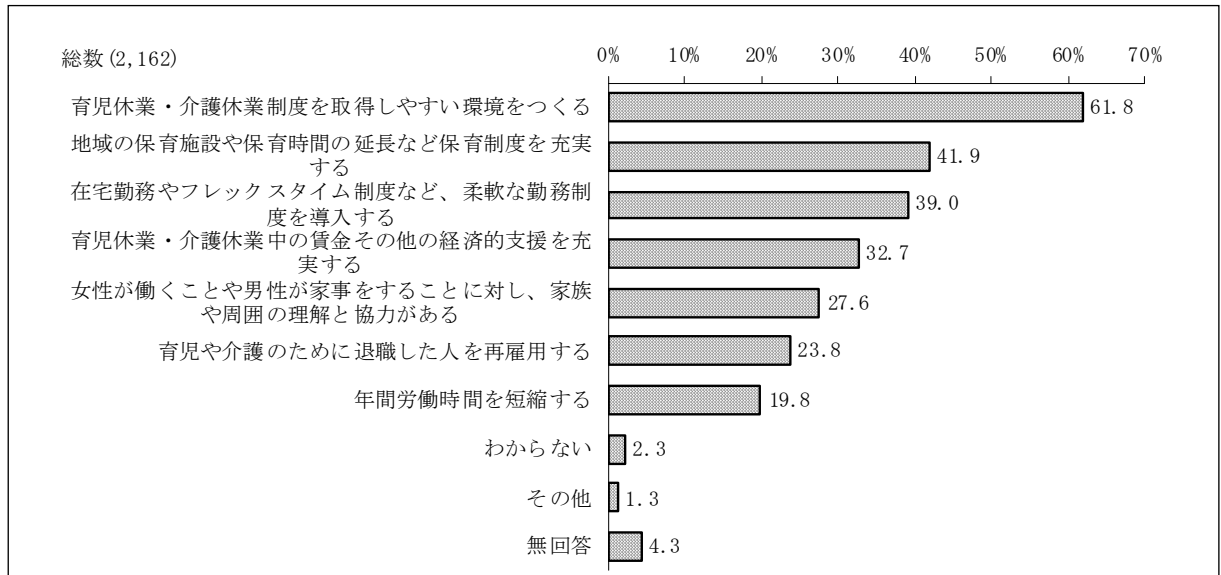
※いずれの制度とも「職場にそのような休業・休暇の制度がなかった」が多くなっていますが、この割合はおおむね年代が上がるとともに増加していることから、回答者が育児・介護休業法の施行前（1992年（平成4年）以前）に子育てや介護をしていたものと考えられます。



(8) 仕事と家庭の両立のために必要なこと

仕事と家庭の両立のためには、各種制度の充実とそれを活用しやすい環境整備が必要

仕事と家庭の両立のために必要なこととして、「育児休業・介護休業制度を取得しやすい環境をつくる」が最も多く、次いで「地域の保育施設や保育時間の延長など保育制度を充実する」「在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務制度を導入する」が挙げられます。

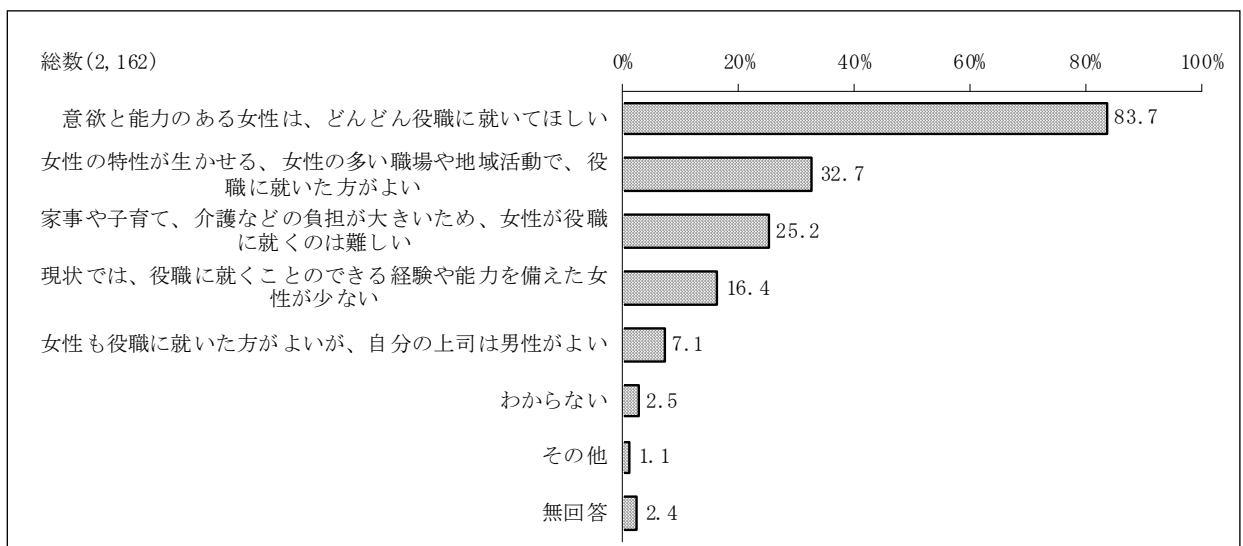


IV 社会参画について

(1) 女性が政策・方針決定の場に進出することについての考え

女性の進出が望まれているものの、家事等の負担により難しいとする意見もある

女性が政策・方針決定の場に進出することへの考えについて、「意欲と能力のある女性は、どんどん役職に就いてほしい」が最も多く、全体の8割以上を占めています。

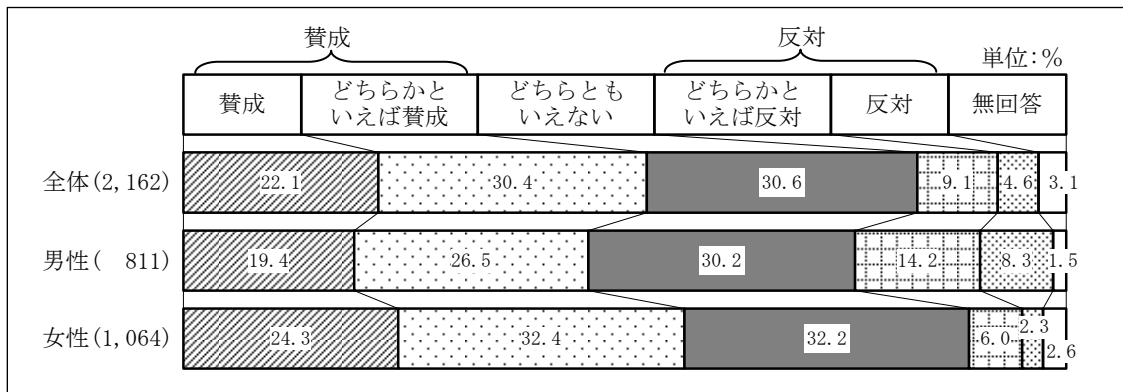


(2) ポジティブ・アクションについての考え方

ポジティブ・アクションの考え方に過半数が賛成

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の考え方について、“賛成”が52.5%であり、“反対”が13.7%、「どちらともいえない」が30.6%となっています。

男女別にみると、“賛成”は女性が男性を10ポイント上回っているのに対し、“反対”は男性が女性を14ポイント上回っています。

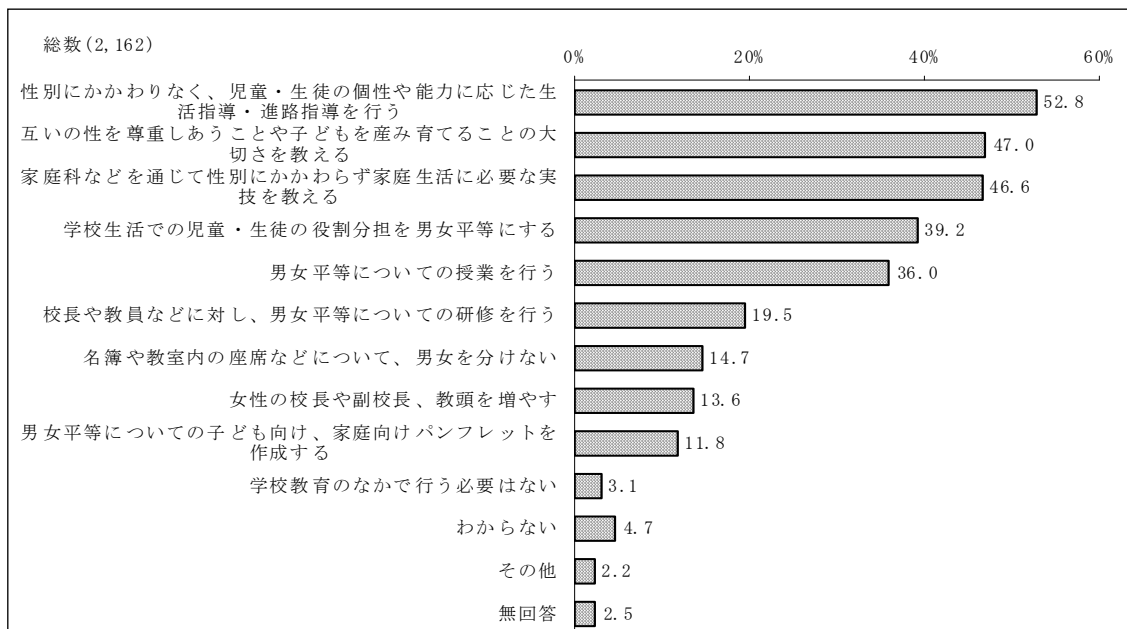


V 学校教育について

(1) 学校教育の分野で力を入れるべきこと

性別にかかわらず、児童・生徒の個性や能力に応じた生活指導・進路指導を行うことなど、教育内容に関する意識が強い

学校教育の分野で力を入れるべきこととして、「性別にかかわらず、児童・生徒の個性や能力に応じた生活指導・進路指導を行う」が最も多く、次いで「互いの性を尊重しあうことや子どもを産み育てることの大切さを教える」「家庭科などを通じて性別にかかわらず家庭生活に必要な実技を教える」が挙げられます。



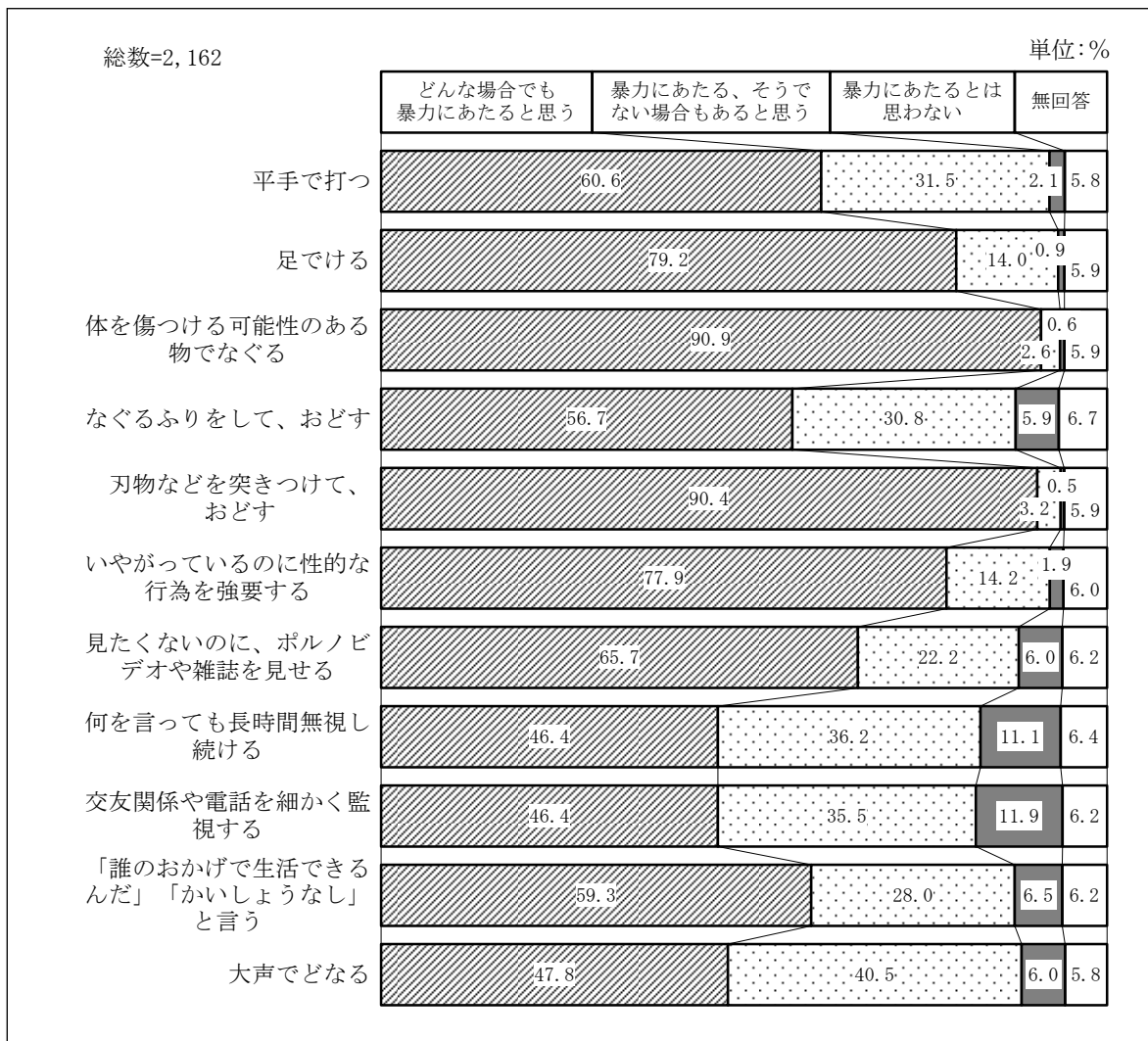
VI 配偶者などからの暴力について

(1) 暴力として認識される行為

配偶者間での「交友関係の監視」「長時間無視し続ける」などを暴力と認識しない場合がある

配偶者などの間での身体に対する暴力については、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が過半数であり、特に『体を傷つける可能性のある物でなぐる』『刃物などを突きつけて、おどす』では9割を占めています。

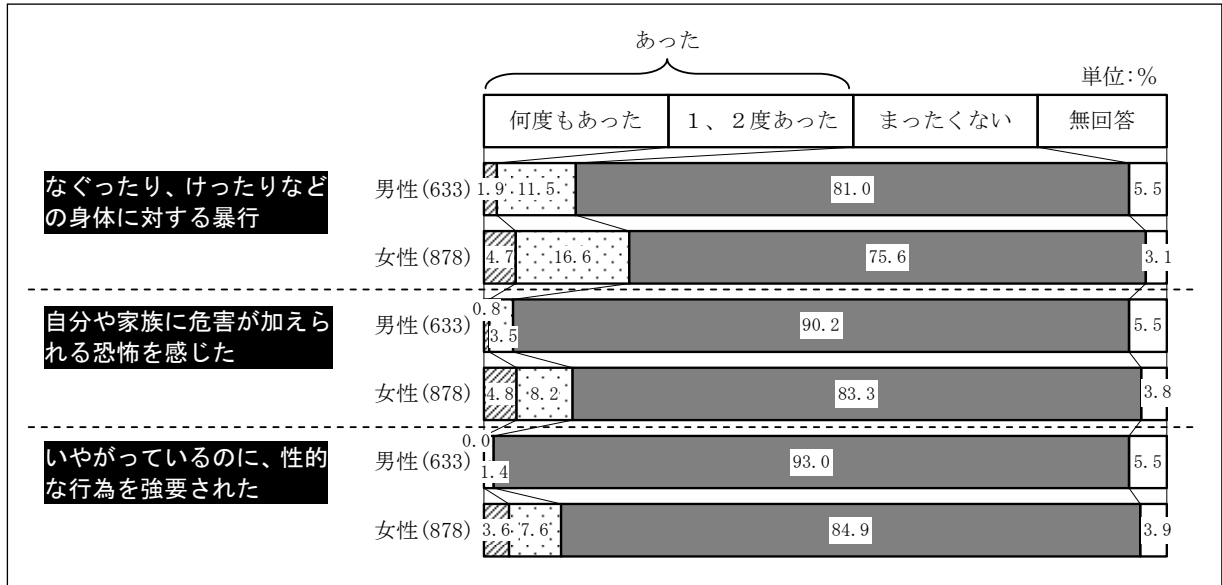
その一方で、「暴力にあたるとは思わない」の項目で比較すると、『交友関係や電話を細かく監視する』『何を言っても長時間無視し続ける』といった行為が1割台であり、他の項目に比べて高くなっています。



(2) 配偶者などからの被害経験

配偶者などからの暴力の被害経験は女性が男性を上回る

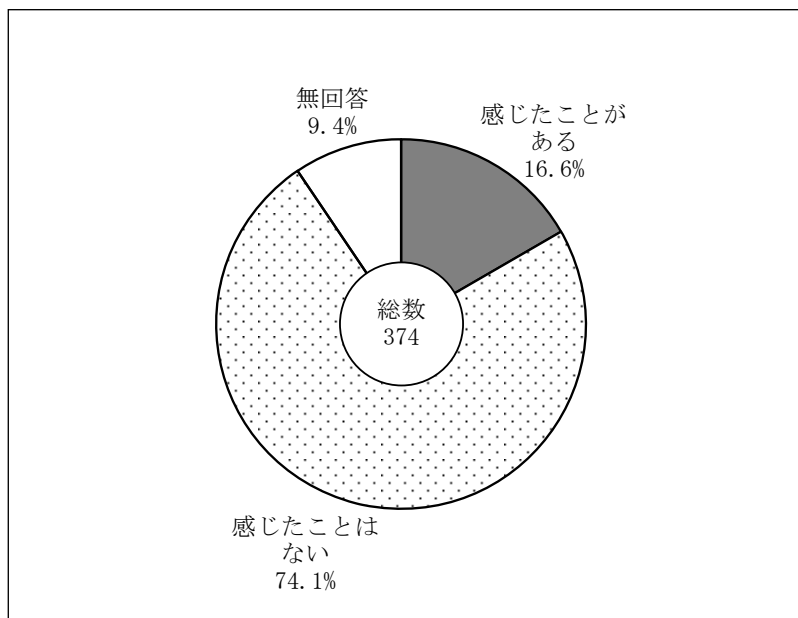
配偶者などからの暴力の被害経験について、被害経験が“あった”という回答は、『なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力』で 17.8%、『自分や家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じた』で 9.5%、『いやがっているのに、性的な行為を強要された』で 7.5% となっており、いずれも女性が男性を上回っています。



(3) 命の危険を感じたこと

被害経験者の2割弱は命の危険を感じたことがある

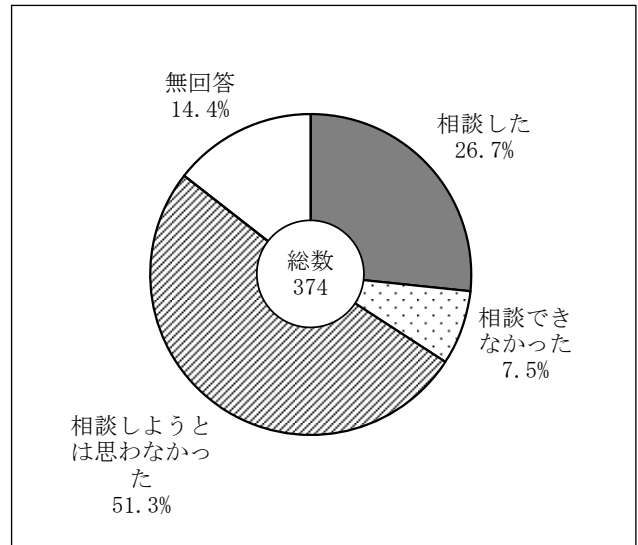
被害経験者の2割弱は、相手の行為で命の危険を感じたことがあると回答しています。



(4) 暴力についての相談経験

被害者のほぼ6割はその被害を相談していない

配偶者などからの暴力の被害者の3割弱は行為について相談しているのに対し、被害者のほぼ6割は「相談しなかった（「相談できなかった」と「相談しようとは思わなかった」の合計）」と回答しています。

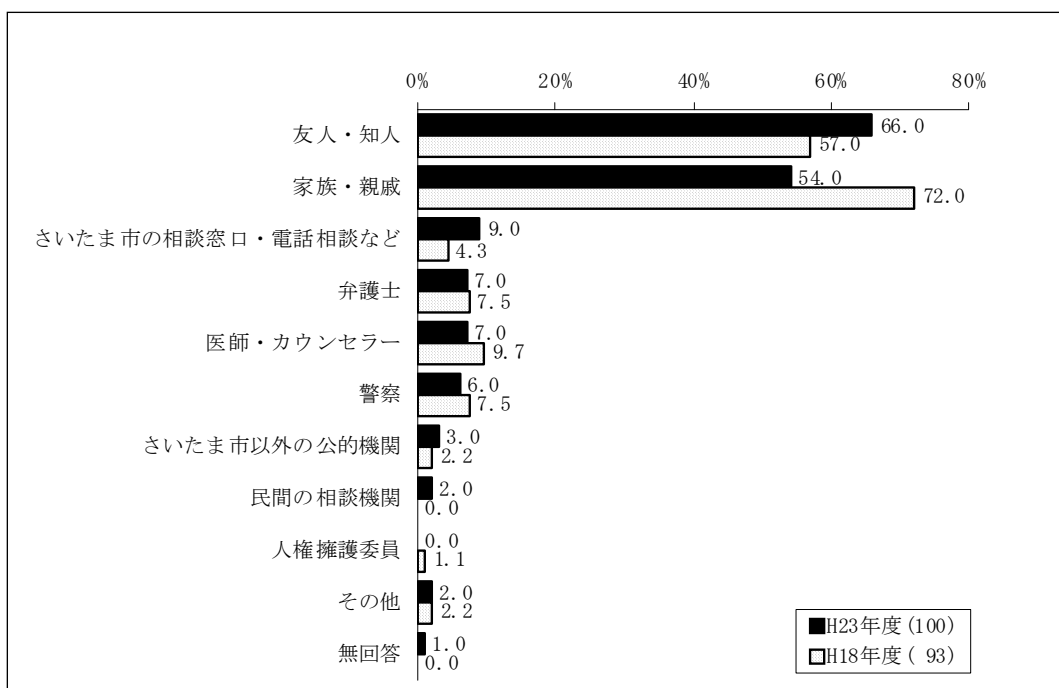


(5) 相談した相手（場所）

相談先は「友人・知人」「家族・親戚」が多い

相談先は「友人・知人」「家族・親戚」などが多く挙げられます。

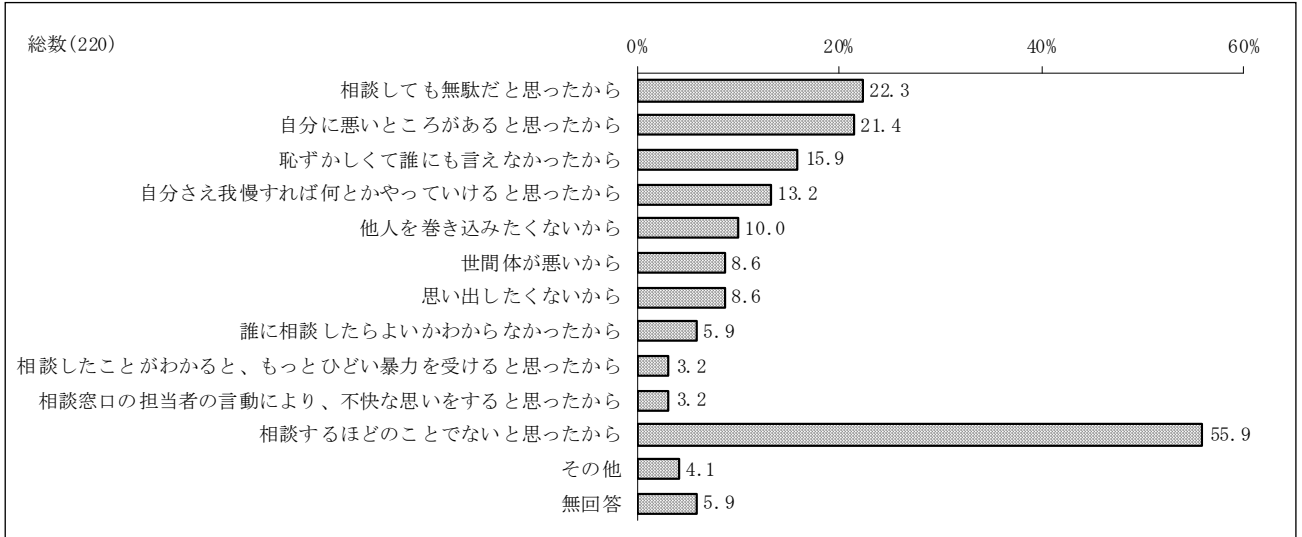
前回調査と比較すると、最も多かった「家族・親戚」が18ポイント減少し、今回調査では「友人・知人」が最も多くなっています。また、「さいたま市の相談窓口・電話相談など」が増加しています。



(6) 相談できなかった理由

相談していない被害者の多くは「相談するほどのことでない」「相談しても無駄」「自分に悪いところがある」などと考えている

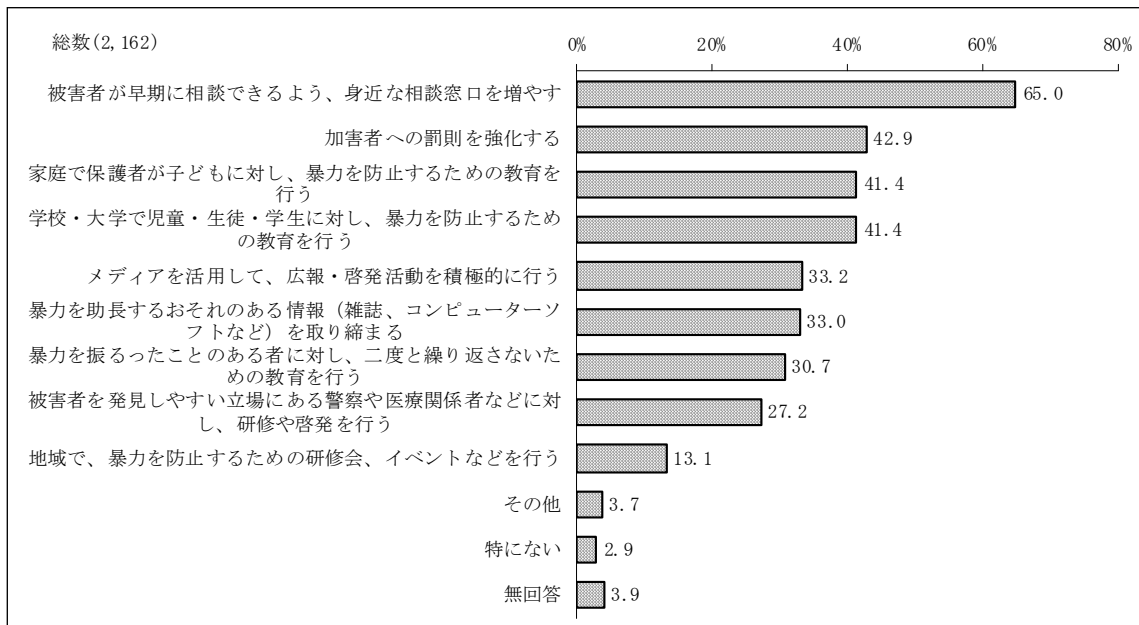
相談できなかった理由については、「相談しても無駄だと思ったから」「自分に悪いところがあると思ったから」が2割強である一方で、「相談するほどのことでないと思ったから」が5割強を占めています。



(7) 配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこと

配偶者などの間における暴力の防止のため、身近な相談窓口が求められている

配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこととして、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が6割以上を占めて最も多く、次いで「加害者への罰則を強化する」「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が挙げられます。

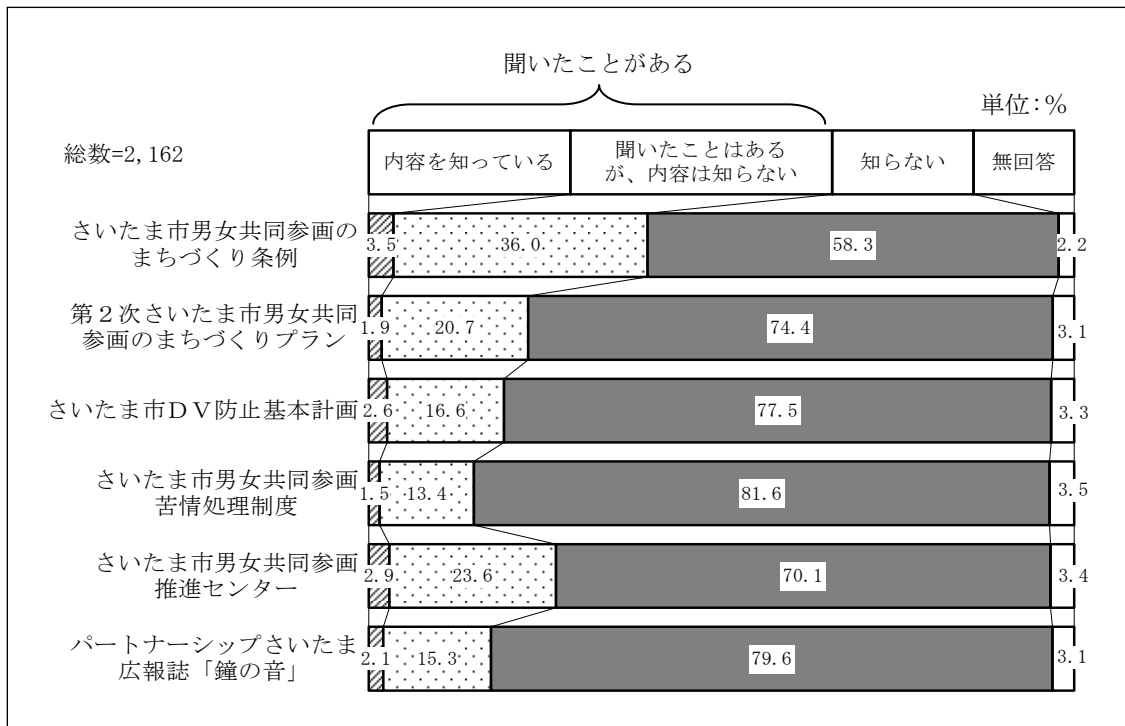


VII 市の男女共同参画の推進に関する施策について

(1) 市の施策や制度の認知度

市の施策や制度の内容が知られていない

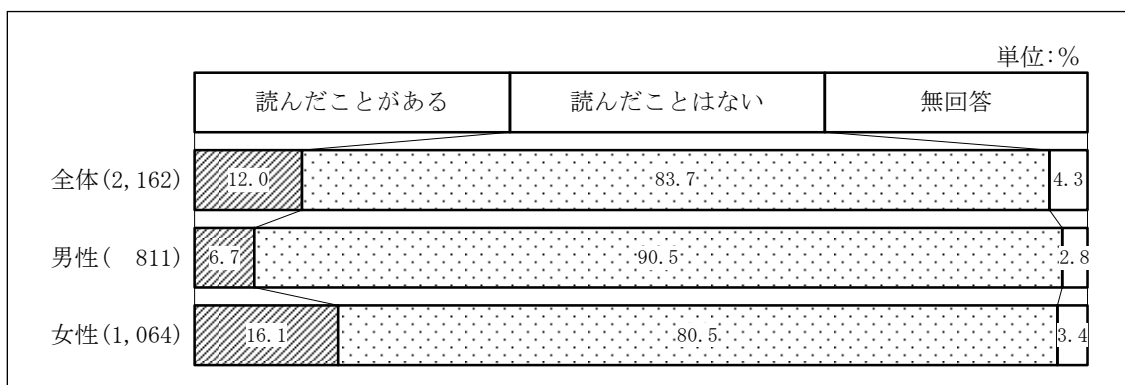
市の施策や制度のうち、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」についてはほぼ4割が「聞いたことがある」（「内容を知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」の合計）と回答しています。また、「さいたま市男女共同参画推進センター」「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を「聞いたことがある」が2割台となっています。



(2) さいたま市男女共同参画社会情報誌を読んだ経験

男女共同参画社会情報誌を読んだことがあるのは1割強

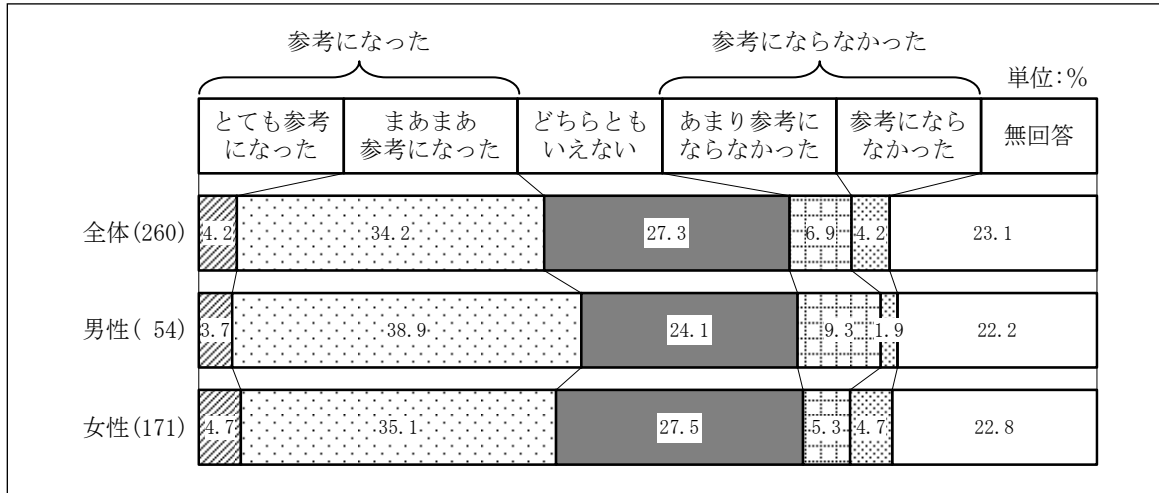
さいたま市男女共同参画社会情報誌「You & Me ~夢~」を「読んだことがある」のは12.0%であり、男女別にみると女性が男性を10ポイント程度上回っています。



(3) さいたま市男女共同参画社会情報誌を読んだ感想

さいたま市男女共同参画社会情報誌「Y^ゆo^めu & M^めe ~夢~」の読者の4割弱は、「参考になった」と感じている

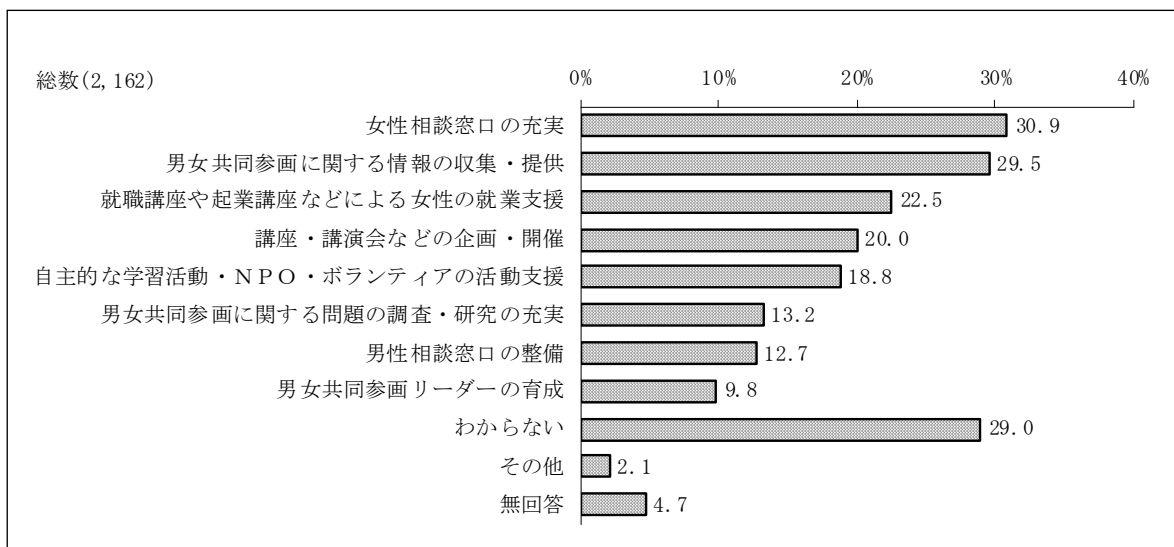
さいたま市男女共同参画社会情報誌「Y^ゆo^めu & M^めe ~夢~」を読んだことがある人のうち、全体の4割弱は“参考になった”と回答しています。



(4) さいたま市男女共同参画推進センターに期待すること

さいたま市男女共同参画推進センターには「女性相談窓口の充実」や「男女共同参画に関する情報の収集・提供」が期待されている

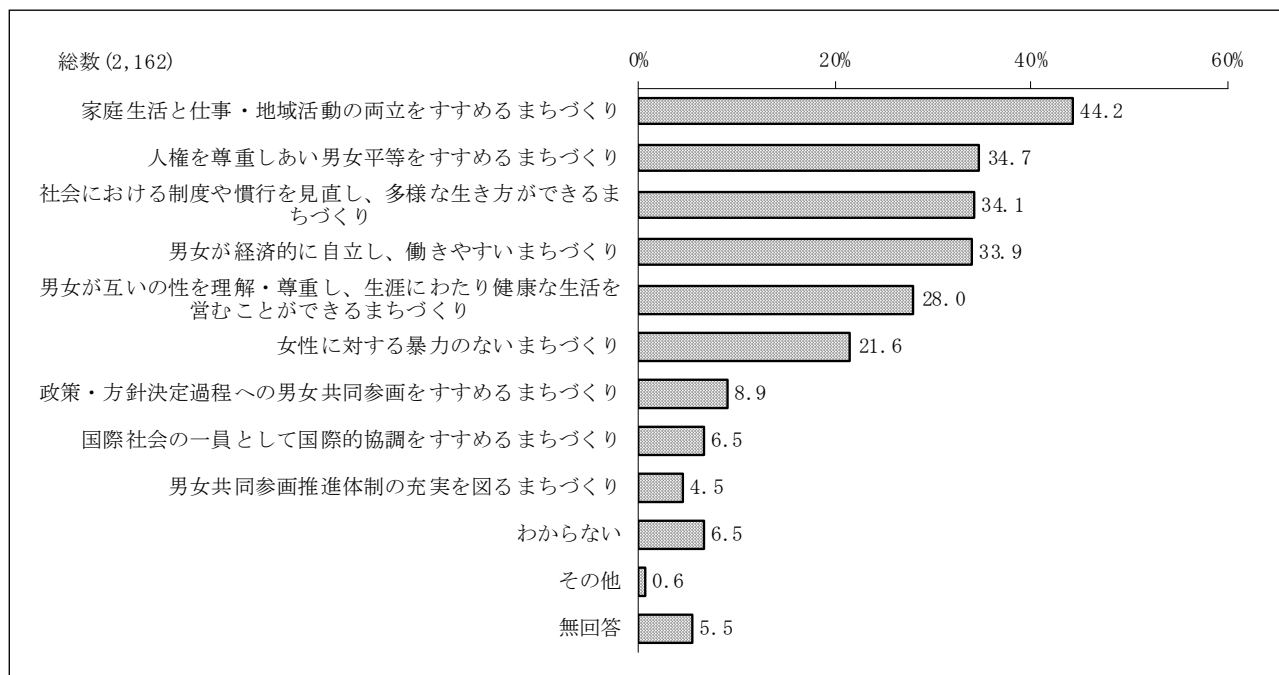
さいたま市男女共同参画推進センターに期待することとして、「女性相談窓口の充実」「男女共同参画に関する情報の収集・提供」が多くなっています。



(5) 男女共同参画社会実現のために市が力を入れていくべきこと

今後も「家庭生活と仕事・地域活動の両立をすすめるまちづくり」が望まれる

今後市が力を入れていくべき施策としては、「家庭生活と仕事・地域活動の両立をすすめるまちづくり」が最も多く、「人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり」「社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり」「男女が経済的に自立し、働きやすいまちづくり」が続きます。



**男女共同参画に関する市民意識調査報告書
概要版**

平成 24 年 1 月発行

【編集・発行】

さいたま市市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048-829-1231 / FAX 048-829-1969
E-mail danjo-kyodo-sankakuka@city.saitama.lg.jp